

省エネ・再生可能
エネルギー設備等の
導入に必要な資金を借りたい

政策推進資金

(省エネ・再生可能エネルギー枠)

【責任共有制度対象】

趣旨・目的

中小企業者等が、省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備、蓄電池または自家発電設備およびCO₂排出量削減に取り組むために必要な設備の導入を図るための資金

対象となる方

次の省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備等を導入しようとする者

- ① 省エネルギー設備
 - ア 熱源設備・熱搬送設備（高効率ボイラー、ヒートポンプなど）
 - イ 空調設備・換気設備（高効率空調、外気冷房システムなど）
 - ウ 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備（高効率給湯器など）
 - エ 発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備
（コージェネレーション設備、燃料電池など）
 - オ 照明設備（Hf型蛍光灯、LEDなど）
 - カ 昇降機設備（インバータ制御システムなど）
 - キ 建物（高断熱ガラス、建物の断熱強化など）
 - ク BEMS（ビルエネルギー管理システム）
- ② 再生可能エネルギー設備
（例）太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、地熱利用空調システム、
太陽熱給湯設備、バイオマス発電設備など
- ③ 蓄電池
- ④ 自家発電設備（再生可能エネルギー設備を除く）
- ⑤ その他の設備（CO₂排出量削減に係る事業計画を借入申込先へ提出すること）

支援内容

融資条件

融資限度額 （※1）	1,000万円（融資対象設備③④については、8,000万円）
融資利率 （※2）	年1.0%
融資期間(据置) （※3）	10年以内（2年以内）
信用保証料率 （※4）	融資対象設備①～④の場合 年0%～1.40%（一般保証より一律0.5%引き下げ） 融資対象設備⑤の場合 年0.37%～1.82%（一般保証より一律0.08%引き下げ）
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる
借入申込先	中小企業者：各商工会議所、商工会 協同組合等：中小企業団体中央会

（※1） 融資対象について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。

（※2） 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがあります。

（※3） 融資期間は1年以上としてください。

（※4） 有担保の場合0.1%の割引があります。

問い合わせ先

滋賀県中小企業団体中央会 TEL：077-511-1430（130ページ No.35）
商工会議所・商工会（130、131ページ No.52、54）